

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和8年1月14日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、請求人の子が通う市立中学校の教職員が、「請求人の子どもに対して教育を受けさせず登校してもすぐ追い返したり、盗撮したりする行為を繰り返しており、市民の税金から賃金を支払うに値しない」と述べ、事実証明書において、当該教職員が令和7年5月連休前から同年12月19日までの間にした行為を列挙しています。

このことから、請求人の子が通う市立中学校の教職員に対する令和7年5月連休前から同年12月19日までの間における給与の支給について摘示しているものと解されます。

請求人は、請求人の子が通う市立中学校の教職員に対して「市民の税金から賃金を支払うに値しない」と述べています。しかし、普通地方公共団体は、法第204条及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条の規定に基づき、常勤の職員に対し給料を支給しなければならず、その支給方法は条例で定めなければならないことになっています。横浜市の一般職職員の給料の支給方法等は、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）において定められていますが、同条例には、請求人の主張する事由により給

（裏面あり）

与を支給しないものとする旨の定めがありません。

したがって、当該教職員に対する給与の支給が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

なお、本件請求については、監査に際し開示することにより個人（請求人及び請求人の子）の秘密を害することとなること（監査の対象外であること（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の5第2項、第121条の4第2項））であると考えられるため、住民監査請求による監査を行うことは困難であることを申し添えます。